市川三郷町教育委員会指定校変更許可基準

(目的)

市川三郷町教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定による指定校変更を希望する児童生徒の保護者に対する許可について、次のとおり許可基準を定める。

	事 由	許 可 基 準	期間	必要書類等
1	転居	転居先の指定学校に通学する	卒業まで	
		ことにより、児童生徒に精神		
		的な負担が生じるために、継		
		続して従前の在籍校に就学を		
		希望する場合。		
		また小学校在籍時に指定校変		
		更の許可を受け、中学校入学		
		時に引き続き前住所地の指定		
		中学校へ進学を希望する場合。		
2	転居予定	通学区域外に居住しているが、	転居予定日まで	建築確認書、建
		家の新築等で近い将来通学区		築請負契約書等
		域内に転居予定の場合。		の写し
3	保護者不在	両親共働き等により児童が帰	事由が解消され	在職証明書、預
		宅後も保護者等が不在である	るまで	かり先となる祖
		ため、保護者の勤務先近くの		父母等の住民票
		学校に通学するため及び児童		(写し)
		生徒を祖父母等へ預けるため		
		預かり先の住所地の指定校へ		
		通学させたい場合。		
4	家庭の事情によ	家庭の事情により、生活の実	事由が解消され	
	るもの	態があるところに住民登録が	るまで	
	Island I and I a	できない場合。	V == 1 == 1 > 1	
5	地理的理由によ	地理的・地域的理由により、	必要と認められ	住民票(写し)
	るもの	就学すべき学校への通学が困	る期間	
	₩1.→₹46 #3 - \$ > - 2	難である場合。	V = 1 = 2 2 2 2	#/ ** ******
6	教育的配慮によ	児童生徒の心身状況等により、	必要と認められ	教育委員会が必
	るもの	就学すべき学校への通学が困	る期間	要とする書類
		難である場合。	サポナベ	
7	兄弟又は姉妹に	指定校変更の許可を受けた児	卒業まで	
	よるもの	童生徒の世帯に兄弟又は姉妹		
		がおり、その兄弟又は姉妹に		
		ついて、児童生徒と同じ学校		
	性団士極労勿と	への就学を希望する場合。	2 冊 し知 ふさか	
8	特別支援学級に	┃ 就学すべき学校に特別支援学 ┃ 級がない場合及び該当する特	必要と認められ	
	関するもの	│ 赦かない場合及ひ該当する特 │ 別支援学級がない場合。	る期間	
	その他	別文後子級がない場合。 その他、教育委員会が必要と	必要と認められ	教育委員会が必
9	~C 07年	てい他、教育安貝芸が必要と 認める場合。	│ 必要と認められ │ る期間	
	73 W 1 6 H V 72 7	祕のの場合。 \\\ \\		要とする書類

※通学上の安全について保護者が責任を持つことを条件とする。

附則

- 1. この市川三郷町教育委員会指定校変更許可基準は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- 1. この市川三郷町教育委員会指定校変更許可基準は、平成28年3月1日から施行する。